

国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由																
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 学務部長、研究推進部長、総務部長及び財務部長</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 委員会及び審査会の事務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="179 909 1008 1380"> <thead> <tr> <th>審査会名</th> <th>委員構成</th> <th>委員の任期</th> <th>審議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報公開審査会</td> <td>1)理事(広報・国際担当) 2)総務部長 3)総務部総務課長 4)該当法人文書を保有する部局等の長 5)該当法人文書に係る事務を担当する課若しくは室(監査室)</td> <td>5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。</td> <td>(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	審査会名	委員構成	委員の任期	審議事項	情報公開審査会	1)理事(広報・国際担当) 2)総務部長 3)総務部総務課長 4)該当法人文書を保有する部局等の長 5)該当法人文書に係る事務を担当する課若しくは室(監査室)	5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。	(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 次長 3人</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 委員会及び審査会の事務は、<u>総務課</u>において処理する。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1075 909 1904 1380"> <thead> <tr> <th>審査会名</th> <th>委員構成</th> <th>委員の任期</th> <th>審議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報公開審査会</td> <td>1)理事(広報・国際担当) 2)次長のうちから理事(広報・国際担当)が指名する者 1人 3)総務課長 4)該当法人文書を保有する部局等の長 5)該当法人文書に係</td> <td>5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。</td> <td>(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	審査会名	委員構成	委員の任期	審議事項	情報公開審査会	1)理事(広報・国際担当) 2)次長のうちから理事(広報・国際担当)が指名する者 1人 3)総務課長 4)該当法人文書を保有する部局等の長 5)該当法人文書に係	5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。	(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。	
審査会名	委員構成	委員の任期	審議事項															
情報公開審査会	1)理事(広報・国際担当) 2)総務部長 3)総務部総務課長 4)該当法人文書を保有する部局等の長 5)該当法人文書に係る事務を担当する課若しくは室(監査室)	5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。	(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。															
審査会名	委員構成	委員の任期	審議事項															
情報公開審査会	1)理事(広報・国際担当) 2)次長のうちから理事(広報・国際担当)が指名する者 1人 3)総務課長 4)該当法人文書を保有する部局等の長 5)該当法人文書に係	5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。	(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。															

	に限る。)の長又は 地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者				る事務を担当する課 若しくは室(監査室 に限る。)の長又は 地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者		
個人情報 保護 審査 会	1)理事(広報・国際担当) 2)総務部長 3)総務部総務課長 4)該当保有個人情報を保有する部局等の長 5)該当保有個人情報に係る事務を担当する課若しくは室(監査室に限る。)の長又は地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者	5)から7)までの委員の任期は、該当保有個人情報に係る審議が終了するまでとする。	(1)学長の諮問に基づく保有個人情報の開示・不開示、訂正及び利用停止に関すること。	個人情報 保護 審査 会	1)理事(広報・国際担当) 2)次長のうちから理事(広報・国際担当)が指名する者 1人 3)総務課長 4)該当保有個人情報を保有する部局等の長 5)該当保有個人情報に係る事務を担当する課若しくは室(監査室に限る。)の長又は地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者	5)から7)までの委員の任期は、該当保有個人情報に係る審議が終了するまでとする。	(1)学長の諮問に基づく保有個人情報の開示・不開示、訂正及び利用停止に関すること。

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。